

江差町ほか2町学校給食組合不正経理事故第三者委員会

報 告 書

平成26年3月18日

江差町ほか2町学校給食組合不正経理事故第三者委員会

目 次

1 はじめに

2 江差町ほか2町学校給食組合不正経理事事故第三者委員会設置目的

3 第三者委員会における審議経過

4 第三者委員会が認定した不正経理事事故の経過

- (1) 事故当事者
- (2) 不正経理事事故の主な経過
- (3) 食材発注方法（献立作成から請求代金支出までの流れ）
- (4) 不正経理事事故判明後の経過
- (5) 第三者委員会設置までに給食組合において認定した不正経理額

5 委員会の答申事項

- (1) 不正金額の確定について
- (2) 事故内容の真相の究明について
- (3) 職員の告訴告発の是非について
- (4) 信頼回復への提言について

6 終わりにあたって

7 資料

- (1) 平成25年度江差町ほか2町学校給食組合事業概要
- (2) 委員会収集資料

1 はじめに

江差町ほか2町学校給食組合において、平成18年4月頃から、学校給食に使用する食材を、発注を担当していた栄養士及び調理員が私的に費消していたことが明らかになりました。

このような職員が自らの立場を利用して行った不正経理事故により、育ちざかりの児童らの給食に影響が出ていたことは、我々委員一同、栄養士及び調理員の不正経理行為に怒りを感じるとともに残念でなりません。

自らのお子さんのために給食費を納入していた保護者の皆様の心情はいかばかりとお察し申し上げます。

江差町ほか2町学校給食組合では今回の不正経理事故の内容、真相を明確にしたうえで、組合及び任命権者の責任並びに今後の再発防止策について検証することとし、検証については、役場行政組織以外の委員も加わって構成する第三者委員会で行うこととなりました。

ついで、平成25年11月8日、我々は第三者委員会委員として江差町ほか2町学校給食組合から委嘱を受け、客観性・公平性を念頭に同組合の諮問に対する審議及び答申を行うこととなりました。

江差町ほか2町学校給食組合の諮問事項に対して我々は、委員会事務局からの事故経過資料や不正経理事故に関与した職員・業者らの聞き取り等に基づき、各委員それぞれの見識や専門性から議論してきたところであります。

本件は極めて異常な不正経理事故であったことから、江差町ほか2町学校給食組合の諮問事項である①不正金額の確定、②事故内容の真相の究明、③職員の告訴告発の是非、④信頼回復への提言の答申書の作成については困難を極めましたが、誠心誠意を込めまとめ上げたところでございます。

江差町ほか2町学校給食組合におかれましては、当委員会が示す答申を参酌し、再発防止に向けて邁進していただくとともに、いち早い学校給食組合の信頼回復に向けて一歩一歩前進していただくことを切にお願いを申し上げ答申にあたってのことばといたします。

平成26年3月18日

江差町ほか2町学校給食組合不正経理事故第三者委員会

委員長 弁護士 佐々木 泉顕

2 江差町ほか2町学校給食組合不正経理事故第三者委員会設置目的

(1) 目的

江差町ほか2町学校給食組合不正経理事故第三者委員会は平成25年11月8日に設置された。

設置趣旨については、今般発生した事故について、事実の究明と再発防止策等について明らかにするため第三者委員会を設置し、児童生徒及び保護者らに対する信頼回復と学校給食の安全と安心の確保を図ることを目的とし、次の4点について検証することとしたものである。

- 1 点目、不正金額の確定について
- 2 点目、事故内容の真相の究明について
- 3 点目、職員の告訴告発の是非について
- 4 点目、信頼回復への提言について

これらの検証を行う際には、役場行政組織以外の者による客観性、公平性が極めて重要であることから、江差町ほか2町学校給食組合不正経理事故第三者委員会が設置され、同委員会の答申をもとに最終的に江差町ほか2町学校給食組合の考え方が示されるものである。

また、委員の構成については、前述したように客観性、公平性の見地から審議することが重要であることから、学識経験者、組合側の委員、住民代表から選任されたものである。

(2) 江差町ほか2町学校給食組合の諮問事項

前項に掲げる検証項目は諮問事項として平成25年11月8日開催された同委員会の初会合で次のように確認された。

ア 不正金額の確定

- ・平成18年度から平成24年度までの業者の請求書を点検し、給食食材以外のものを洗い出したが、請求書と点検すべき納品書が残されていない。
 - ・27, 835, 763円として良いか。
- ＊答申段階では、平成25年度までの分も含む不正金額

イ 事故内容の真相の究明

- ・栄養士と調理員の言い分に大きな差があり、事故のきっかけや食材の単価がどのように決定されたかを明らかにしてほしい。

ウ 告訴告発の是非

- ・既に不正金額相当額が栄養士から返還されているが、どのような選択が適当であるのか。

エ 江差町ほか2町の子供達や保護者への信頼回復への提言

(3) 調査期間

平成25年11月8日から答申終了まで

3 第三者委員会における審議経過

① 第1回 平成25年11月8日 午後2時開会

主な審議内容

- ア 諮問内容の確認
- イ 発注から納品までの流れの確認
- ウ 不正発注に関与した人間の確認
- エ 今後の調査方法の確認

② 第2回 平成25年11月29日 午後2時開会

主な審議内容

- ア 器材購入の事実についての確認
- イ 手書の請求書が存在すること、作成者の確認
- ウ 納品書を確認する必要性があることの確認
- エ 栄養士と調理員に対する聞取調査状況の確認
- オ 栄養士が使用していたパソコンについて調査すべきであること
- カ 不正経理事故の背景についての議論
- キ 今後の調査方法の確認
 - i 事務局が発注書と納品書について業者への確認作業
 - ii パソコンサルベージの依頼
 - iii 次回委員会は来年1月に開催し、1月末または2月上旬に委員会で関係者からの事情聴取を行うこと

③ 第3回 平成26年1月22日 午後2時開会

主な審議内容

- ア 前回以降の経過報告、配布資料の説明

- イ 新たに器材購入が判明した事実の報告
- ウ 手書の請求書作成者の確認
- エ 聴聞する関係者の確定
- オ 聴聞日程について

④ 第4回 平成26年2月13日 午後2時開会

主な審議内容

- ア 前回以降の経過報告、配布資料の説明
- イ 聴聞に際しての打ち合わせ
- ウ 甲業者社員2名の聴聞
- エ 乙業者 社員1名の聴聞
- オ 聴聞結果について協議

⑤ 第5回 平成26年2月14日 午前9時50分開会

主な審議内容

- ア 聴聞に際しての打ち合わせ
- イ 調理員の聴聞
- ウ 調理員聴聞
(休憩)
- エ 栄養士の聴聞
- オ 調理員の聴聞
- カ 聴聞結果について協議
- キ 今後の予定の確認

⑤ 第6回 平成26年3月5日 午後2時開会

主な審議内容

- ア パソコンサルベージの結果報告、協議
- イ 筆跡鑑定の結果報告、協議
- ウ 栄養士から返還のあった機材について結果報告、現物確認、今後の対応について協議
- エ 答申案について協議

4 第三者委員会が認定した不正経理事故の経過

(1) 事故当事者

下記栄養士及び調理員である。栄養士Aは、道費負担教職員たる栄養教諭であり、任免権は北海道教育委員会に属するが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条により、服務については江差町ほか2町学校給食組合（以下「本件組合」という。）が監督するものである。調理員B、C、D、E、F、G、H、I（8名、うち現職4名、退職者4名）は1年の期限付き臨時職員であり、任免権は本件組合に属する。

① 本件組合栄養士1名

・氏名	A
・生年月日	省略
・採用年月日	平成9年4月1日
・所属	本件組合
・職種	栄養士

② 本件組合 調理員8名

・氏名	B、C、D、E、F、G、H（うち、FGHIは退職）
・生年月日	省略
・採用年月日	省略
・所属	本件組合
・職種	調理員

(2) 不正経理事故の主な経過

本件組合は、上ノ国町、江差町、厚沢部町の3町の児童生徒と一部の幼稚園児に給食を提供する施設として、昭和45年7月に一部事務組合として発足し今日まで給食を提供してきた（別添資料平成25年度江差町ほか2町学校給食組合事業概要参照）。但し、幼稚園は平成22年からである。現在の1日当たりの調理数1,552食である。

施設は、栄養士（学校栄養職員：女性）1名と調理員10名（内パート調理員6名）の外に事務職員3名で構成している（上記資料2頁組織図参照）。

毎月の献立や食材の発注は栄養士が担当しているが、平成25年8月27日、栄養士が窓口となって栄養士と調理員の個人的な食材を購入していた事実（以下「不正購入」という。）が判明した。

食材購入開始時期は、概ね平成18年4月頃であり、開始に至る経緯及び開始当

初の購入形態は定かではないが、遅くても平成22年度以降は調理員（現在4名。多い時で8名）の窓口は、主任調理員（毎年交代）が務め、他の調理員が購入したい食材をとりまとめて栄養士に伝え、栄養士がそれを発注するという形が恒常化していた。

個人消費の購入代金は、調理員の分は主任調理員がとりまとめて栄養士に渡していたが、理由については争いがあるものの、栄養士は、調理員が支払った購入代金を食材業者に支払いせず、その全額を着服（7年間で約800万円）し、納入業者への支払い代金の全額を給食組合会計から支払っていたものである（以下「不正経理事故」という）。

調理員らの注文もまとめて、栄養士が発注し、業者が給食食材と一緒に私的食材を配達していた。不正行為については、パート従業員は除外されており、配達されたものは、パート従業員から見えない場所に置いていたり、青いシートをかけて見えないようにしておき、調理員・栄養士が私的に食材を持帰っていた。納品場所は事務所からは距離が離れている上に、事務所から厨房内の納品場所を確認するためには、衛生管理上、靴を履き替えたりするなどの準備をしてから厨房に入らざるをえないため、事務方が納品場所を巡回するようなことは全くなかった。そのため、事務職員は、厨房内で行われた個人食材の納品や持ち帰りの事実について全く把握できていなかった。

各業者は、注文された食材を、納品していた。この際、納品書・受領書が交付され、受領書は調理員が押印して業者に渡し、納品書は冷蔵庫のポケットに入れたが、納品書は紛失しており事務には届いていない。

各業者は、個人の食材の分も含めて請求書に記載し（米・たらこ等隠すことなく書いている）、その請求書通りの代金が給食組合から支払われていた。

発注する際、一定の価格を調理員が栄養士に支払っていた。この金銭は、栄養士が貯金しており、食材の代金には充てられていない。私的食材の代金は、給食食材と一緒に請求書・納品書等で請求され、給食食材と一緒に給食費から出していた。

発注体制は、以下のとおりである。栄養士の発注をチェックする仕組みはなく、発注から納品まで栄養士1人で担当していた（栄養士が不正をしないことを前提とした体制だった）。

- ① 発注 献立作成・食材及び数量の決定・見積合わせ（係長・所長が決裁）・発注業者決定（係長・所長が決裁）を経て、栄養士がFAXで発注を行う。
- ② 納品 配送業者が受領書と納品書を持ってくる。受領書には調理員が印鑑を押して配送業者に返す。納品書は調理員が冷蔵庫のポケットに入れておく。（納品書がなくなっているのは、冷蔵庫のポケットに入れた後、栄養士が破棄して事務方に届けていないためだと考えられる）

- ③ 検品 納品の際の点検は、栄養士の用意した検収記録簿を用い、主任調理員が書き込む。
- ④ 請求書送付 業者から栄養士に請求書が送付され、全業者分揃うまで栄養士が保管する。
- ⑤ 支払 臨時事務員が伝票を起票し、係長・所長の決裁で支出していた。合計額をチェックするのみで、納品書との突き合せは行っていなかった。米・たらこについては、突き合せを行わずとも内訳の記載がおかしいことに気付くはずであるのに、請求明細書にはほとんど目を通していなかった。そのため、実に、7年余にもわたって不正購入が見逃されてきたという、信じ難い事態となった。
- ⑥ 本件組合では米飯給食を行っていないのであり、この事実は業者も認識していた。米を納品していることを不信に感じた業者が栄養士に問い合わせたところ、栄養士から「特別授業で使用します。」との虚偽説明を受けて納品していた。たらこについては、栄養士から「たらこスパゲティをやるので」と虚偽説明を受けて納品していた。業者は米やたらこの納品について疑問を感じたものの、発注がセンター名で行われており、支払いも本件組合名による正規の形で支払われていたため、不正購入の認識がないまま栄養士や調理員の私的購入食材を納品し続けた。
- ⑦ 不正経理事故によって、食材購入に充てられるための給食費から相当額が不正購入のために流用され、その結果、給食のための食材購入費が減額されたことになり、給食の提供内容が本来あるべき内容に比べて劣化したことが推測される。本件組合の調査によれば栄養士作成のカロリー計算からは、児童・生徒に必要なカロリーの提供はなされていたことになっており、給食の提供を受けた側からの聞き取り調査によっても明確な影響は明らかにならなかったが、平成24年度についてみれば、給食費の1割以上の額が不正購入に充てられており、給食の内容に少なからず影響を与えたことは想像に難くない。

(3) 食材発注方法（献立作成から請求代金支出までの流れ）

項 目	担 当 者	業 務 内 容
献立の作成	栄養士	翌月分
↓		
食材及び数量の決定	栄養士	
↓		
見積り合わせ	栄養士	FAXで案内 係長、所長が決裁
↓		
発注業者の決定	栄養士	係長、所長が決裁
↓		
発 注	栄養士	FAXによる
↓		
発注量の変更	栄養士	毎週FAXによる
↓		
納 品	主任調理員	「検収の記録簿」 によるチェック
↓		
請求書	栄養士	全業者分が揃うまで 栄養士が保管
↓		
支払い	臨時事務員 係長、所長	臨時事務員が伝票を 起票し係長、所長の 決裁で支出

(4) 不正経理事故判明後の経過

不正経理事故が判明した経緯は、平成25年8月27日に、本来学校給食の食材として不要な物品が請求書に記載されていたことに気づいた事務職員が栄養士に

確認したところ、栄養士は個人消費分であることを認め、不正購入及び不正経理事故が判明したものである。

その後に、組合において請求書等の精査を行い、給食食材として不要なものを不正購入と判断し、栄養士に内容を確認させ（後日、調理員に内容の確認も行っている。）、組合が不正に支払った金額は、平成18年度から平成24年度までの7年間で、2783万5763円と算定し、平成25年10月8日、栄養士から損害金元本2783万5763円、利息額338万9686円、合計金3122万5449円の弁済を受けた。

なお栄養士に対しては、組合は、平成25年10月7日付けで「自宅待機」その後の「欠勤」を命じた

組合は、9月19日から、10月15日までの間、8日間にかけて、調理員ら（パート調理員も含む）らから、センターあるいは退職調理員の自宅で事情聴取を行った。

調理員は、極めて安価な価格で購入していたことは全員が認識していたものの、調理員が支払った全額を栄養士が着服していたことや代金を組合の会計から支払っていた事実は認識していなかった。調理員に対しては、平成25年10月17日付で自宅待機を命じている。

本件は極めて異常な不正経理事故であったことに加えて、不正購入開始の経緯について、栄養士と調理員の供述内容に相違があることから、本件組合は平成25年11月8日、①不正金額の確定、②事故内容の真相の究明、③職員の告訴告発の是非、④信頼回復への提言を第三者委員会に諮問するに至った。

(5) 第三者委員会設置までに本件組合において認定した不正経理額

H18 年度 不正経理額 265,075 円
(A 業者 17,250 円、 B 業者 247,825 円)
H19 年度 不正経理額 1,354,820 円
(A 業者 112,050 円、 B 業者 1,242,770 円)
H20 年度 不正経理額 3,390,608 円
(A 業者 1,538,408 円、 B 業者 1,852,200 円)
H21 年度 不正経理額 5,620,289 円
(A 業者 2,124,885 円、 B 業者 3,148,654 円、 C 業者 346,750 円)
H22 年度 不正経理額 5,013,733 円
(A 業者 2,885,190 円、 B 業者 1,721,943 円、 C 業者 406,600 円)
H23 年度 不正経理額 5,060,522 円
(A 業者 3,235,565 円、 B 業者 1,635,175 円、 C 業者 189,782 円)
H24 年度 不正経理額 7,130,716 円
(A 業者 3,299,138 円、 B 業者 3,707,046 円、 C 業者 124,532 円)

5 委員会の答申について

第三者委員会における本件不正経理事故に係る審議、調査によりほぼ全容が明らかとなり、その中で栄養士及調理員の果たした役割、不正経理事故の原因を把握できたところであるが、栄養士、調理員及び食材業者からの聞き取りにおいて、各自の供述に一部矛盾が残る等、完全な真相解明が行われたとまでは言い切れない面も否定できないが、その上で、委員会に諮問された事項について、答申を行うこととした。

(1) 不正金額の確定について

- ① 平成18年度から平成24年度分まで 小計 2783万5763円
(内訳は別紙 のとおりである。)
- ② 平成25年度分(4月～7月) 小計 229万4212円
(内訳は別紙 のとおりである。)
- ③ 平成18年度から平成22年度の追加分
(手書請求書による書き換え分 内訳は別紙 のとおりである。)
小計 99万7205円
- ④ 平成24年度の追加分 小計 63万2247円
(炊飯器等の器材分 内訳は別紙 のとおりである。)

⑤ 平成23年4月7日、同年5月24日、同年6月21日に購入した水、合計9万7260円

以上合計3185万6687円

⑥ 上記のうち①については、第三者委員会設置までの間に、本件組合において、栄養士、調理員に確認し、本委員会における聴聞においても、内容について栄養士及び調理員2名が認めたところであって、関係者間の認識に全く争いが無く当委員会としても認定する。

同②についても第三者委員会設置までの間及びその後において本件組合が216万9789円までは確認し、さらに、その後の追加調査を経て確定し、栄養士及び調理員も、ほぼ全額について認めているものであり、当委員会としても認定する。

同③については、本委員会における聴聞において、内容について栄養士が認めたところであって、当委員会としても認定する。

同④については、本委員会における聴聞において、発注した事実及び納品後に自らが自宅に持ち帰った事実について栄養士が認めたところであって、当委員会としても認定する。

同⑤については、栄養士は、「災害時の備蓄用購入である」「センターに残っていないのは賞味期限が切れたので廃棄処分しました。」などと弁明するが、栄養士が災害時に備えて備蓄購入する理由はないのであって全く決裁を得ていないし、大量の水であるにもかかわらず、センターに存在した事実が全く認められないので、他の食材同様に不正な私的購入であることは明らかであると判断する。

なお、④及び②に含まれる器材について、栄養士はアレルギー児童対策用の器材であることや、事前に所長に了解を得ている旨弁解し、あたかも正当な発注であるかのように主張するが、栄養士の弁解内容は後述のとおり全く信用することができないので、不正な金額としての認定には妨げがないものと思料する。

⑦ 上記のとおり、第三者委員会は、合計3185万6687円をもって不正金額と判断したが、判断の前提たる本件組合の調査は、あくまでも給食で使用されていない食材を対象としており、給食用食材の私的使用までには踏み込んでいないこと、平成17年度以前については請求明細書が存在しないために調査ができていないことに留意する必要がある。従って、第三者委員会としては上記金額が下限ではあるが上限ではないことを付言せざるを得ない。

(2) 事故内容の真相の究明について

① 不正購入の開始時期については、請求書の保存年限が5年であり、不正購入が判

明した時点で保管していた請求書が平成18年度以降のものであって（本来であれば平成18年度及び平成19年度の請求は破棄されていたはずであり、2年度分の請求書が残存していたのは実に僥倖であったといえる。）、平成18年度以前の請求書の調査が困難であるが、他方において、栄養士、調理員の供述も平成18年度からの発注であることで完全に一致しており、不正購入金額の推移を見ても、平成19年度以降に比べれば平成18年度が相当少ないことから、当委員会としても不正行為は平成18年度から開始されたものと認定せざるをえない。

② 不正購入を開始するに至った経緯については、栄養士と調理員の主張は完全に対立する。

ア 栄養士は、調理員から不正購入を強制されたと主張し、当委員会における聴聞においても、「特に平成19年頃から、私に対しては、主にA調理員からのいじめで、業務上の注意や調理指導をすると、それが嫌なのか、食中毒を起こしてやる、給食を作らないようにストを起こす。等、平然と、いじめ、威圧をかけられ、何事にも従うよりしょうがなく、いつ食中毒を起こされるか、毎日が怖く怯えて仕事を行っておりました。」「栄養士に対して長年勤めているA調理員から、前の栄養士の時に行っていた調理員の食材の購入を再開してくれないかと強要され、何度も断りましたが、先程申しました、いじめ、威圧と食中毒を起こす等の仕返しが怖く、それが頭から離れず混乱し、怯えてる時で、A調理員の言うことに反発できなく、強制的に注文させられました。」と供述している。

イ 調理員は、栄養士から不正購入の話をもちかけられたと主張し、第三者委員会設置前の本件組合の事情聴取では、全員が「栄養士から業者が処分したいものがあるから買ってもらえないか」「栄養士から声をかけられた」と供述し、当委員会における聴聞においても、同趣旨の供述をしている。

ウ 本件不正購入において、調理員は、組合が業者から購入する仕入れ価格をはるかに下回る金額で食材を入手している。たとえば「ヤクルトSHEs」は、組合の業者への支払単価が55.65円であるのに対して、調理員が栄養士に渡した購入単価は、28円であって、半額程度にすぎない。米や水産物についてはさらに低額となる。

調理員が栄養士に渡す金額の決定について、栄養士は、調理員が一方的に価格を決めて栄養士に渡したと主張する。調理員は、栄養士から価格の指示があり、指示された価格に従った金額を栄養士に渡したと主張する。B調理員は、当委員会の聴聞において、栄養士が単価を記載してB調理員に渡したと供述し、ヤクルト製品のパンフレット及び竹田食品のパンフレットを提出し、両パンフレットに記載されている金額は栄養士が記載し、調理員は当該記載金額に従って栄養士に購入代金を渡したことの証拠であると主張する。それに対して栄養士は、記載されている金額は自分が書いたものではないと主張するので、当委員会において、0から9までの数字及び¥を紙に書いてもらったが、委員が一見したところでは不明であった。そのため、当委員会は、

委員の面前において栄養士が記載した上記数字及び栄養士が自ら書いたことについて認める平成23年9月16日付FAX送信票記載の数字（栄養士の携帯電話番号）を資料として、専門家に筆跡鑑定を依頼したところ、両パンフレット記載の数字は栄養士の文字であるとの報告を受けている（以下「筆跡鑑定結果」という。）。

筆跡鑑定結果から、両パンフレットに関する栄養士の供述は信用できず、調理員の供述を信用せざるをえない。従って、栄養士が価格を決定し、パンフレットに価格を記載して、調理員にパンフレットを渡すなどして購入金額を伝えたものとするのが自然であって、価格を調理員が決めた旨の栄養士の供述の信用性は低いといわざるをえない。

エ 栄養士は、当委員会における聴聞に際して、調理員から言われて仕方なく不正に注文したが、調理員が栄養士に購入代金として渡す金額は、栄養士ではなく調理員が一方的に決めた低廉な金額であり、仕入れ価格に不足していたので支払えなかった趣旨の供述をした。しかしながら、食材の発注が組合名で行われる以上、発注分の請求書はすべて組合宛に送付されるのであって、個人購入が禁止されている以上、そもそも個人発注の分を別途支払う方法自体が存在しないし、実際にこれまで、栄養士が組合が発注した食材について個人発注分を支払った事実は存在せず、調理員から受け取った金員を組合に交付した事実もない（なお、栄養士が、これまで業者に支払ったのは、別口扱いで発注したお歳暮ギフト製品等で、合計わずか2回にすぎない。）。栄養士は食材個人購入の分を支払う方法がないことを認識しながら、そのことを調理員に伝えることもせず、不正購入を拒絶することもせず、長年に渡って調理員から漫然と購入代金を受領し続け、その額は800万円にも上り、その800万円は栄養士名義の定期預金として貯金されている。調理員が栄養士に渡す金額が少なかったために業者への支払いが出来なかった旨の栄養士の弁解は極めて不合理であり信用できないといわざるをえない。

オ 前述のとおり、栄養士は、当委員会における聴聞で、食材購入の再開を強制されてやむなく行った旨供述するが、本件不正購入の中には、栄養士自身の食材購入も相当額あるが、栄養士の食材購入代金も組合には支払われておらず、すべて組合の負担となっている。仮に栄養士が調理員から食材購入を強制されたのであれば、調理員の食材だけを発注すれば足りるのであって、栄養士自身の食材まで購入する理由が全く見あたらない。この点についての栄養士の明確な回答は得られていないが、少なくとも調理員から栄養士自身の購入について強制された事実がないことは、聴聞において栄養士が自認しているところであって、栄養士自らが不正行為によって利得を得るに及んだことについての理由は全く説明できていないのである。

なお、栄養士の回答内容は不明確であったため、当委員会は、平成26年2月18日付で「先般の聴聞の際に、調理員のいうことに反発できなくて、強制的に個人食材を注文させられた旨の書面を提出し、それに沿う供述もしている。しかし、仮に調理

員からの強制があったとしても調理員の食材だけを注文すれば足りたはずであり、栄養個人の食材についても注文した理由は何か。」と書面で照会したのに対して、栄養士の書面による回答は「私は自分の分として、普通価格で注文しました。」という意味不明の内容であって、全く説明になっていない。当委員会としては、栄養士自らが不正行為によって利得を得るに及んだことについて、栄養士が弁解することは不可能であると判断せざるをえない。

カ 栄養士は、食材以外に、ジューサー（バイタミックス）2台、ホームベーカリー2台、オーブントースター2台、ホットプレート1台、たこ焼き機1台（以上は平成25年4月22日納品）、コーヒーマーカー14台（コーヒー豆も加わる。）、保温鍋11台、炊飯ジャー4台（以上は平成24年12月25日納品）の各器材を発注して自宅に持ち帰っている（なお、本年2月14日開催の第三者委員会における本件組合からの指示に従い、栄養士は、本年2月17日、別添資料返還器材等リスト記載の器材を本件組合に返還している。）。各器材については調理員が取得した事実が存在しないことについて争いがない。

栄養士は、各器材購入について、概略以下のように弁明する。

- i 以上の商品は平成24年11月に道教委からアレルギー対策で文書が来ており、内ヶ島所長に必要性を口頭で説明し了解を得ている。
- ii 平成24年の12月にセンターに納入され、1ヶ月後に請求書が届いたので経理の方に渡していたので、もう既に支払い済みと思っていた。
- iii コーヒーマーカーは、1台は事務所で使用するためのものであり、コーヒー豆は事務所で使用するためである。

キ 本件組合が道教委檜山教育局に確認したところ、平成24年11月に栄養士が弁明するような文書送付の事実はないことが明らかになっているし、所長は、当委員会における栄養士の聴聞の際に、栄養士の面前で、上記iの了解を得ている旨の弁明内容を否定した。また、栄養士が渡したと主張する器材の請求書が経理担当に渡った事実はなく、それゆえ器材の代金として、組合が業者に購入代金を支払った事実も存在しない。さらに、栄養士の弁解内容によれば、器材購入は正当な行為であって隠蔽する理由はないはずであるが、平成25年7月16日付FAX送信票には、「6月分請求額824,959円に器材の121,364円と369,925円を足した1,316,248円の請求書でお願いいたします。121,364円と369,925円をなにか給食材料に変えてお願いいたします。」と記載されており、栄養士が器材購入の事実の隠蔽工作を行ったことが明らかになっている。

平成25年7月16日付FAX送信票の作成者が栄養士であることについては、昨年12月の本件組合からの事情聴取の際には認めていること、当委員会の聴聞においても、「去年見せられたときは、そうかなとも思ったんですけども」と供述していること、平成25年7月16日当時に業者と請求書の内容についてやりとりし

ていたのは栄養士だけであって他に存在しないことを栄養士自らが認めている以上、争いの余地はないものと思料する。

平成25年12月25日納品分の器材については、平成25年12月31日締めで請求書が業者から送付されるはずであるところ、上述のとおり栄養士から経理に器材分の請求書が渡された事実はない上に、組合には食材のみを記載した手書きの請求書が届いており、食材に関する請求書について業者とやりとりをしていたのが栄養士のみであることについては争いが無い以上、栄養士の不正な隠蔽工作が疑われるといわざるをえない。

また、所長が食材購入以外の器材購入及び栄養士の自宅での使用という異例な行為を許可したのであれば、組合において正規の決裁手続きをとっていたはずであるが、決裁を得た事実は全くないし、器材納品後に栄養士から組合に対して、アレルギー対策研究の報告がなされた事実も全く存在しない。

さらに事務所に1台購入したと主張するコーヒーマーカーも自宅に持ち帰っていて事務所には存在せず、事務所で使用するはずのコーヒード豆も自宅に持ち帰って自分で使用している。栄養士は、「ドルチェグストの液体カプセルは、本体がなくても、お湯を注いで飲めるものです。センター事務所で飲んでいました。」との弁解も行っているが、センターでドルチェグストの液体カプセルにお湯を注いで飲んでた事実は全く存在しない。以上のとおり、栄養士の弁解内容と明らかに矛盾する栄養士自身の行動が多々存在するのであって、栄養士の供述の信用性は全く認められない。

従って、当委員会としては、器材購入については栄養士が調理員とは全く無関係に、栄養士単独で行った不正購入と判断せざるをえない。

ク 栄養士は、発注書作成はすべてセンター事務所内の栄養士専用パソコンを使用して、既存の発注書に上書する形で行っている旨委員会の聴聞で供述しているが、栄養士が給食センター事務所で使用していたパソコンについてサルベージした結果では、全く顕出されなかった。このことは、栄養士が自らの履歴を意図的に削除したか、あるいは個人のパソコンで発注書を作成してプリントアウトしたものを使用したか、個人のパソコンで作成した発注書をUSBメモリーなどの外部機器を使用した疑いが残る。

また聴聞における業者の供述によれば、本件組合では米飯給食の実施がないにもかかわらず米が注文されたことに疑問を抱いた業者が米を注文する理由を栄養士に問い合わせた際に、栄養士は「特別授業を実施するので」等、不正購入を隠蔽する回答をしている。

かように、調理員から強制されたはずの行為であるにもかかわらず、栄養士は自ら不正購入を隠蔽する行為を積極的に行っており、この事実は、不正購入が栄養士の自発的意思に基づくものである可能性が高いことを示す。

ケ 栄養士は職場においていじめがあったと供述するが、栄養士以外の人間で、栄養士が調理員からいじめられていたと供述する者は一人もおらず、むしろパート調理員などは「栄養士は絶対的存在。調理員が口答えするようなことはなかった。栄養士は上司。いじめなどもなかった。」と供述し、栄養士の主張とは逆に職場内における栄養士の強い立場が伺われる。また、栄養士が器材を不正購入した際に、不正購入について気付き疑問を感じた調理員も存在したのであるが、当該調理員は栄養士に対して直接問い質したりすることすらできていないし、栄養士と一緒にって器材を不正発注しようとした者も誰一人いなかった。かような事実からは、職場関係における力関係は栄養士の方が上である可能性すら存在するのであって、栄養士に対するいじめが存在した事実は認定できない。

コ いじめと不正購入に関する関係についての栄養士の供述も不自然である。栄養士の供述によれば、いじめは平成19年頃からひどかったことになるが、調理員から強制されて平成18年から不正購入をしたにもかかわらず、不正購入開始後、なおいじめが続き、かつ、不正購入開始1年経過しても、依然としていじめが継続されているのであれば調理員のために行ったはずの不正購入は全く意味がなかったことになり、一体何のために不正購入を行ったのか理由がなくなってしまう。栄養士の弁解内容は論理的にも破綻しているのである。

サ 上記のとおり不正購入に関する栄養士の弁解内容は客観的事実に反する内容があまりにも多く、加えて、不正購入を調理員から強制された事実について、職場の上司、職場外の家族の誰にも相談していないこと、器材については単独で発注しているほか、多くの食材について自分のために発注していること、何よりも発注を行っていたのは栄養士であって、発注から支払いに至る過程において栄養士が関与する割合は非常に大きく、栄養士が拒絶すれば不正購入は全く成り立たなかったことを考えるならば、不正購入開始に至る経緯において栄養士が主導的役割を果たしたことは否定できないと考える。

栄養士は、調理員から不正購入を強制されたと弁解するが、具体的にどのような形で、どのような発注行為を強制されたかについて説明はないし、栄養士の聴聞によっても、たとえば不正な内容の発注書作成を調理員の面前で作成するように強制された事実などは全く伺えず、不正購入を回避できないほどの強制行為が存在したとは到底考えられない。また、仮に、栄養士が恐怖を感じて不正購入せざるをえないほどの悪質な行為が存在したのであれば、その行為はすでに嫌がらせを超えた犯罪行為にほかならず、直ちに上司に報告・相談すべきであって、報告・相談もせず不正行為を行い、しかも自分の食材購入まで一緒に行って組合の被害、ひいては児童・生徒の被害を拡大したことの栄養士の責任は重大である。

③ 不正購入開始後の実態について

不正購入開始に至る経緯、きっかけについての当委員会の結論は上記のとおりであるが、翻って考えてみると、不正購入は、i 発注 ii 納品 iii 納品された食材の組合外搬出という一連の行為であり、平成18年度以降から不正購入判明までの間、優に100回を超える不正購入が繰り返されてきたことになるのであって、不正購入が誰の主導で始まったかという議論に固執することに、さほどの合理的理由があるとはいえない。

ア 平成18年度から始まった不正購入は開始後数年経過後からは、主任調理員が月1回、注文を取りまとめ、調理員が代金を月末に栄養士に渡すという形が常態化し、平成18年度は不正経理額が26万5075円、同19年度は135万4820円、同20年度は339万608円、同21年度は562万289円と増加の一途をたどり、同24年度においては、給食材料費の一割を超える713万0716円にまで増加している。

イ 上述のとおり、献立の作成、食材及び数量の決定、見積り合わせ、発注業者の決定、発注をすべて栄養士が行い、納品時の検品は主任調理員が行い（但し納品の際には業者作成の納品書ではなく、栄養士作成の検収簿によって行うことが基本だった。）。業者からの請求書は全て一旦栄養士が保管し、全業者分が揃ってから臨時事務員に渡し、臨時事務員が伝票を起票し、係長、所長の決裁で業者へ支払うというのが発注から納品、請求、支払までの流れであって、ほぼ全過程に栄養士が関与していたことは明かであるが、上記のとおり、優に100回を超える不正購入が繰り返された中で、栄養士が不正購入を毎回に渡って拒絶したと伺われる供述は聴聞においても聞けなかった。そもそも組合の給食費で支払われていることを認識しながら自分の食材や器材まで不正発注していることからすれば、栄養士が不正購入を拒絶した事実があったなどとは到底考えられないのであって、給食費から支払われていることを知りながら漫然と不正購入を継続した栄養士の責任は極めて重大である。

ウ 次に調理員の責任について検討する。調理員から栄養士に渡される金額は、組合が業者に支払う仕入れ価格よりもはるかに安い金額であった。それにもかかわらず、調理員全員が、調理員から栄養士に渡った代金は、栄養士を通じて業者に支払われており、本件組合に損害が発生していることについて全く認識していなかった旨主張し、当委員会の聴聞においても同趣旨の供述をする。常識的に考えれば、調理員が栄養士に支払う金額が仕入れ価格よりもはるかに安い金額であったことに気付かなかったことはありえないはずであり、しかも調理員のうち主任調理員の地位にある者は、納品食材の検収を行うことになっており、仕入金額が記載されている納品書を見る機会が全くなかったわけではないが、納品の際には栄養士作成の検収簿によって行うことが基本だったため、気付かなかった旨を、当委員会における聴聞でも供述する。調理員は、栄養士から指示された金額を栄養士に渡していたた

め、当然、その金額は仕入れ金額であり、組合が損害を被っているとは認識し得なかった旨主張するので、調理員が栄養士に渡した金額を調理員と栄養士のいずれが決定したかが問題となる。そこで検討するに、上述のとおり、調理員から提出されたパンフレットに記載された手書きの金額の筆跡が栄養士のものであると鑑定された上に、当該パンフレットを渡されて金額を指示された旨の供述自体は筆跡鑑定結果という客観的証拠と整合がとれており、各委員の疑問を完全に払拭することはできないものの、調理員が仕入れ価格よりも安い価格で購入したことについて故意があったとまでは断定できない。但し、納品書が誰でも容易に確認できる状態の場所に置かれていたこと自体については争いが無く、調理員が仕入れ価格よりも相当安い価格で購入していたことに気付くことは十分可能だったはずであり、調理員が栄養士に渡す金額と仕入れ価格の差額分を栄養士が負担できるはずなど無いことや、結果的に組合が損失を被ることを予見できなかったことについて栄養士と同じ職場で調理業務に従事する地方公務員としては重大な過失が存在するといわざるをえない。

エ しかも調理員は、価格の点はさておいても個人購入が職務上許されない行為であること自体は認識していたものと考え。この点については、栄養士から、「伝票係長に見つかっちゃった。」と聞かされたときの調理員の反応が、「個人購入は不正行為だったのか！」という驚きのものではなく、「私はすいませんでしたって言いました。栄養士さんに迷惑かけたということで」という内容のものであることが聴聞の結果から明らかになっており、不正行為と知りつつ個人購入を行っていたことが伺われるし、さらに、パート調理員に露見しないように、個人購入分については青いシートを被せるなどの行為を行っていたり、栄養士からパート調理員には口外禁止と言われておりながら違和感を感じていなかった旨供述していること等の総合して考えるならば、調理員が不正行為であることを認識しながら個人の食材購入を行っていたことは容易に推認されるところである。

そうであれば、調理員は、不正行為であることを認識しながら、栄養士の行為を止めずに、栄養士と一緒に自分たちも大量の食材購入をし、中には、家族、親戚、知人にまで配った者もあり、このことは真に言語道断の行為であるといわざるをえない。調理員は職務上の立場を利用して、栄養士とともに長年に渡って不正購入を行い、かつ、組合が損失を被るであろうことを予見できなかった重大な過失により、結果的に組合及び児童、生徒らに多大な損害を与えたことについて栄養士と同程度の責任を免れないものと思料する。第三者委員会の中には、調理員が不正購入した食材を第三者に転売している旨の情報（この情報は聴聞手続では確認できなかった。）を得ている委員も存在するほどであって、本件組合の信用を低下させた調理員の責任は重大である。

③ 本件組合の責任について

食材の発注体制は、上述のとおり、栄養士の発注をチェックする仕組みはなく、発注から納品まで栄養士1人で担当し、栄養士にあまりにも多くを担当させたことの本件組合の責任について、全委員から厳しい指摘がなされた。また、臨時事務員が伝票を起票し、係長・所長の決裁で支出していたが、合計額をチェックするのみで、納品書との突き合せは行っていなかったし、納品書が存在しないことについて誰も違和感を感じていなかった。米・たらこについては、突合せを行わずとも内訳の記載がおかしいことに気付くはずであるのに、請求明細書にはほとんど目を通していなかったことは、通常およそありえない職務怠慢である。

少ない給食費、食材で、良い献立を提供するのが本件組合の使命であるところ、かような重要な使命を考えれば、事務職員は、使用される給食費に無駄がないように精査し、少ない予算で最大限良質な食材を使用できるように配慮し、支出に無駄がないかどうか目を血眼にして業者からの請求書に目を通すべきところ、当委員会の調査では本件組合にかような姿勢が微塵も見られなかった。

栄養士、調理員は子供たちのために良い給食を提供するためにはどうすべきかという重要な使命を失念して自己の利益のみを追求して不正購入を行ったものであって非難は免れないことはもとよりであるが、事務職員は自己の利益を図ることはないものの職務怠慢と非難されざるをえない内容の勤務態度であった。

以上のとおり、本件組合における、子供たちのために、より良い給食を提供するという本件組合の使命、職責についての自覚の欠落が、本件不正経理事故の真の原因と考える。

(3) 職員の告訴告発の是非について

① 栄養士について

栄養士については、以下のとおり、業務上横領罪（刑法第253条）が成立する。

仮に調理員から強制された事実が存在したとしても、そのような事実は動機にすぎず、情状の問題とはなるが、犯罪の成否に影響は与えない。

ア 食材は、給食センターに配達されており、栄養士の指示の下、主任調理員が検品し、冷蔵庫に入れる等、栄養士が管理していた。（自己が占有している）

イ 問題となった食材は、給食組合が自らの名前で業者からの売買契約を結んでおり、代金も給食組合が負担している。（よって、持帰っていた食材は本件組合の物である）（他人の物である）

ウ 栄養士の業務には、当然ながら、納品された食材を給食提供までの間適切に管理することも含まれており、食材管理を組合から委託されていた。（委託信頼関係がある）

エ 給食とは無関係に食材を持ち帰ることや栄養士に持帰らせることを重ねており、

私的に費消する意図が明らかである行為を続けていた。(不法領得意思の発現)
オ エ記載のとおり、栄養士は、食材管理の任務に背いて、発注した食材につき、処分権限がないにもかかわらず、私的費消をしていた。(不法領得意思)
カ 栄養士は一連の行為の全容を知っており、自らに処分権限のないことを知りつつ、食材等の持ち帰り行為を行っていたことは明らかである。(故意)

② 調理員について

上記記載の栄養士の行為について、各調理員らは、栄養士の指示の下、あるいは自主的に、私的発注した食材を冷蔵庫に入れる、業者から食材を受け取る等、栄養士の行為を補助していた。

調理員らは、持帰っていた食材については、栄養士に食材の対価すなわち「購入代金」として金員を渡していた。代金額を決定したのが誰かということについては、栄養士と調理員間で争いがあるが、栄養士に食材の対価として金員を渡していた事実は、栄養士及び調理員双方の認識に相違がない。調理員が栄養士に「購入代金」として渡した金員は、栄養士を通じて、業者に支払われていると考えており、私的発注した食材は、禁止されている個人購入の結果ではあっても自分が正当な権利を有するものと認識していた。従って、調理員の不法領得意思・故意を認めることは困難である。

③ 上記のとおり、栄養士については業務上横領罪が成立するものと思料するが、調理員については、責任の程度は栄養士同様に大きいものの、業務上横領罪の成立は難しい。従って、刑事告訴の対象は栄養士のみとならざるをえないが、栄養士については刑事告訴すべきであるというのが全委員一致した意見である。その理由は、以下のとおりである。

ア 栄養士と調理員の主張が相違する部分が多く、事実関係が完全に解明できておらず、事件の背景、関係者の責任、被害金額を明確にするためには事実解明を司直の手に委ねることが妥当である。

イ 栄養士の供述はあまりに虚偽の部分が多く、真に反省している態度が見られない。

ウ 被害弁償していることは栄養士にとって有利な情状ではあるが、給食費の不正流用によって少なくなった給食費による食材に基づく給食の提供を受けた児童・生徒の被害回復は不可能であり、発生した被害は甚大であって、刑事告訴は避けられない。

(4) 信頼回復への提言について

① 再発防止策の徹底

ア 発注、納品、請求書送付に至るまでの体制は、上述のとおりであって、栄養士が単独で行う部分がありにも多く、特に発注をチェックする仕組みはなく、発注から納品まではほとんど栄養士1人で担当していたことが、今回の不正経理事故の主要な原因となっている。一人の人間に多くの業務を担当させないことが必要である。具体的な改善のポイントは以下のとおりである。

- i 発注書のFAX内容を事務方が確認する。
- ii 納品時の検品は、主任調理員及び事務方が納品書（従前は、栄養士作成の検収簿に基づいて行っていた）と突き合わせて行う。
- iii 請求書の送付は業者から事務方に送付する。
- iv 事務方は請求明細書と納付書の一致を確認する。
- v 納品場所が事務室から見渡せるような建物、不正行為が行われにくい構造建物への改築を検討する。
- vi 人事異動がチェック体制維持のためのものであることを認識し、新たに赴任した者は前例や慣習にとらわれることなく、不正防止のためのチェック体制が機能しているかどうか検証する姿勢を徹底する。

イ コンプライアンスの徹底

職務上の立場を利用した職員の食材購入が不正行為であって許されないことを、組合内部で周知徹底し、取引業者にも職員の食材購入を禁止している旨通知する。不正行為に協力する業者とは一切取引をしないことを明言することが必要不可欠である。当委員会の調査によっても取引業者が不正発注に気付いていた旨の確証は得られなかったが、一部の業者については多くの委員から業者としての基本姿勢が疑われるとの指摘があるほど問題点が存在する会社もあって、不正購入を認識していた可能性を否定できなかったのであり、本件組合としてはコンプライアンスが欠落した企業との取引継続の是非を再検討すべきであろうし、いずれにせよ不正発注の疑いがあれば、組合に通知するなどの企業としての社会的責任を果たす姿勢、役割を取引業者には期待したい。

ウ 健全な職場環境の保持

多くの委員からセンターの職場環境について疑問を指摘する意見があった。特に上司と部下、あるいは職員間のコミュニケーションが十分取れているとは感じられず、職場における人間関係が良くないことが、長年に渡って不正購入が見逃されたことの原因となっている感が否めない。

上述のとおり栄養士に対するいじめの事実は認定されなかったが、地方公共団体たる本件組合の職場において、パワーハラスメントなどのいじめ行為があってはならないことは当然の理であって、本件組合においては健全な職場環境を保持することが必要である。

② 関係者の厳しい処分

本件事故は、発注から納品までほとんど栄養士1人で担当していたことが主要な原因であるが、業者への支払いについては臨時事務員が伝票を起票し、係長・所長の決裁で支出していたにもかかわらず、合計額をチェックするのみで、納品書との突き合せは行っていなかったし、そもそも納品書が存在しないことに誰も違和感を感じていなかった。しかしながら、米・たらこについては、突合せを行わずとも内訳の記載がおかしいことに気付くはずであるので、本件組合職員が請求明細書に目を通してさえいれば、容易に気付くことができたはずである。本件組合職員の職務怠慢の程度は甚だしいといわざるをえず、この点については多くの委員から厳しい指摘があった。厳格な処分を科すことが必要であると思料する。

なお、誠に当然のことではあるが、栄養士の不正行為に加担した調理員に対しても厳格な処分が必要である。

③ 栄養士に対する刑事告訴

栄養士は北海道職員であり本件組合に任免権が存在しないので処分はできない。上記のとおり刑事告訴を行い、さらなる真相解明の姿勢を示すことが必要である。

④ 学校給食の果たす役割の認識

学校給食は、児童・生徒の栄養の改善及び健康の増進を図ること、学校生活を豊かにし明るい社交性を養うことなどを目的とするものであり、地域の子供たちが心身共に健康な国民となって我が国の未来を担うことを期して行われる大切なものである。

本件組合職員は、かような学校給食の意義を深く認識し、地域の子供たちのために最善の学校給食を提供する使命を自覚し、給食献立等が可能な限り上質なものであるように、かつ、最小限の費用で最大限の効果が得られるような不断の努力を継続するとともに、各種委員会を創設する等最大限の努力をすることが必要である。

当委員会としては本件組合において、上記提言への対応を、スピード感をもって図られるよう、強く望むものである。そして、今回の不正経理事故により失われた本件組合に対する信頼を一刻も早く回復することを切に望むものである。

6 終わりにあたって

学校給食組合長から諮問のありました本事故に関わる本件組合の責任と再発防止策について、委員各位それぞれのお立場から忌憚のない様々なご意見が出されました。

委員会としての役割は、組合長からの諮問に対して、委員各位それぞれの見識や専門性から議論することでありますから、総論としての方向付けはいたしましたが、個々の貴重な意見を尊重する報告内容となっております。

委員会としてのこれらの方針をご理解いただくとともに、江差町ほか2町学校給食組合におかれましては、本答申の趣旨に基づき、住民及び事故の影響を受けた子供達や保護者が納得のいくご判断を期待いたします。

平成26年3月18日

江差町ほか2町学校給食組合不正経理事事故第三者委員会

委員長	佐々木 泉顕	(札幌市) 弁護士
委員	小澤 政美	(函館市) 税理士
委員	津村 一延	(江差町) 団体職員
委員	澤谷 敦	(上ノ国町) 自営業
委員	山本 耕平	(厚沢部町) 自営業
委員	長谷川 篤	(江差町副町長) 副組合長(組合側委員)
委員	木村 晃	江差町教委学校教育課長(組合側委員)
委員	上野 敦也	上ノ国町教委事務局長(組合側委員)
委員	朝倉 秀美	厚沢部町教委事務局長(組合側委員)

(順不同)

7 資料

- (1) 平成25年度江差町ほか2町学校給食組合事業概要
- (2) 委員会収集資料